

2. 国際柔道連盟 (IJF) における体重別制採用過程に関する研究 —1961年IJF総会までの経緯と議事録の検証—

工学院大学 桐生 習作
筑波大学 藤堂 良明

キーワード：柔道、国際柔道連盟 (IJF)、体重別制、オリンピック

2. A study of how the weight category system introduced into International Judo Federation (IJF) — A brief history and document of 1961 IJF Congress —

Shusaku Kiryu (Kogakuin University)
Yoshiaki Todo (University of Tsukuba)

Key words : Judo, International Judo Federation(IJF), Weight category system, Olympic

Abstract

The introduction of weight system for the 1964 Tokyo Olympic Games is important part in the history of the International Judo Federation (IJF). However, that course has been ignored in the past. Therefore this study orders and compares a course of the introduction of weight category and arguments between its affirmative and opposite opinions.

Europe was the most complicately about the weight system. United Kingdom and France objected that the weight system mar the character of martial arts in Judo. Italy and Germany agreed with the weight system. Because, they thought that Judo is a kind of sports. A conflict of opinions Resulted from disagreement with Judo in these countries. Interim, the ayes and the noes were equally divided in Japan, but gradually Japanese opinions had been inclined to agreement. Judo was discussed by various viewpoints (self-defense, discipline, physical education, etc) in Japan, but other countries recognized that Judo is sports or martial arts. In 1961, Japan became the mainstream of proponents and carried out various activities to realize

its adoption. For example, Japanese Judoka made a draft and campaigned for European countries before 1961 IJF Congress.

Because of these Japanese works, all countries except United Kingdom didn't oppose weight category system in Congress. And, It was developed that the proposal of the introduction of the weight system for the 1964 Tokyo Olympic Games was not forced by International Olympic Committee. This study showed that Japan was the center of the introduction of the weight system in IJF, and there are different knowledge of Judo between Japan and other countries.

武道種目の中で柔道は最も早く体重別制を採用した。柔道史において体重別制は国際化への転機でありながら、その採用過程については未だ不明な点が多い。本研究では体重別制に関する議論の推移を整理し、再検討することを目的とする。

体重別制の採用について最も紛糾していたのは欧州であった。イギリスとフランスは体重別制の採用によって柔道の武術的性格が損なわれるとして反対した。イタリアとドイツは体重別制の採用はスポーツである柔道にとって不可欠であるとして賛成した。諸外国の意見の相違は、柔道がスポーツか武術かという認識の相違に起因していた。日本は当初賛否両論であったが、徐々に賛成へと傾き、1961年には賛成派が主流となり採決にむけて様々な活動を行っていた。具体的にはパリ総会以前に日本の柔道家によって草案の作成や欧州への遊説が行われた。

こうした日本の活動により、総会ではイギリスを除いた全ての国々が体重別制に反対を示さなかった。また、オリンピック種目としての柔道に体重別制を採用するという案は国際オリンピック委員会によるものではなく、日本を中心とした柔道関係者ら独自の着想であることが明らかになった。本研究により、体重別制の採用が日本を中心とした柔道関係者のものであったこと、そして日本と諸外国の間に柔道に対する認識の相違があったことが明らかになった。

1. はじめに

(1)研究の目的

1882(明治15)年に嘉納治五郎(以下、嘉納)が創始した講道館柔道(以下、柔道)は、柔術という伝統文化を母胎とし、武道の中で唯一のオリンピック種目という特異な身体運動文化である。柔道がオリンピック大会で実施されたのは東京大会(1964)が始まりであり、本大会がその後の普及に果たした役割は大きい。本大会では無差別と体重別制3階級(軽量級:68kg以下、中量級:68kg超80kg以下級、重量級:80kg超)の4種目が行われたが、それ以前の大会の主な選手区分は職種、学校、段位、年齢等であった¹⁾。今日一般的な体重別制や女子の大会²⁾はいずれも国際柔道連盟(International Judo Federation, 以下IJF)発足(1951)以降に提案され、採択されたものである。戦後に開催された世界選手権大会(1956、1958、1961)も当初は講道館ルールで体重無差別にて行われたが、1961年にIJFは競技の公正を図る目的で体重別制採用を決定した。1965年の世界柔道選手権大会(リオデジャネイロ)は軽量、中量、重量、無差別の4階級であったが、1967年から6階級(体重別制5階級と無差別)に、1997年から8階級(体重別制7階級〔男子:60kg、66kg、73kg、81kg、90kg、100kg、100kg超級、女子:48kg、52kg、57kg、63kg、70kg、78kg、78kg超級〕と無差別)に細分化された経緯からも、体重別制は国際化の1つの転機であったと言える。

こうした経緯について村田は「過去、国際柔道50年、日本は新案を提示せず、欧州は次々と

提案した。そして通過させてきた。それが国際柔道の現代史である。これを鑑みれば、国際柔道の現代史とは一面、日本と欧州の対決の歴史と言えるだろう」³⁾と述べ、日本が反対した改革が欧州により悉く採択されてきたと指摘している。事実、ブルー柔道衣の採用 (1997) を巡る日本と欧州の対立 (1986~1997) は記憶に新しく、中村はその経緯を報告している⁴⁾。確かにIJFは欧州柔道連盟 (1948年発足) を母胎とし、また会長はイタリアのトルチが務めていた。しかしながら、IJFは嘉納履正 (以下、履正) 講道館長を会長に迎える条件を示しており、1952年には日本加盟と同時に履正をIJF会長へ推戴している⁵⁾。その後も日本の柔道関係者は新規約作成や世界柔道選手権運営等の重要な事業に携わっており、1956年に履正が会長任期を終えるとすぐに満場一致で再選を果たしたのである⁶⁾。

以上から、柔道の国際化はIJF発足以降の諸改革により促進され、その過程において日本と欧州が対立してきたことが分かる。但し、IJF発足初期の体重別制採用について尾形らが「国内的にも容認されたというより国際化ということで、積極的に推進された感がある」⁷⁾と報告しているように、一貫して欧州が改革を主導し、日本がこれに反発してきたという構図には疑問が残る。永木らは「戦後柔道の体重制問題にみる競技観の様相」⁸⁾と題し、体重別制に関する国内の柔道家の言説を分析し、戦後の柔道家の競技観の変容を報告しているが、体重別制の採用過程は詳しく述べられていない。

従って、本研究では1961年パリ総会以前の体重別制に関する国内外の動向の整理、及びパリ総会の議事録の検討を行い、IJF発足初期の様相を明らかにすることにより、柔道の国際化に関する一資料を提供することを目的とする。

(2) 研究方法

本研究においては、講道館雑誌「柔道」及びIJF総会の議事録 (以下、「IJF議事録」) を主な資料とする。「柔道」は1898 (明治31) 年に嘉納が設立した造士会より発行された「国土」を始まりとする講道館雑誌⁹⁾の伝統を受け継いでおり、公式な資料としての価値も認められている。「IJF議事録」は旧IJF公式サイト (www.IJF.org; 現在は閉鎖) 内で公開していた資料を精査した後、利用した。内容は英語であったため、引用の際は () 内に和訳を記した。

具体的な手順としては、IJF発足 (1951) からパリ総会 (1961) までに発行された「柔道」上の体重別制に関する記述を時系列にまとめ、その動向を考察する。次にパリ総会における体重別制採決までの実態を「IJF議事録」から確認し、総会以前の各国の動向と比較し、体重別制の採用過程を検証する。

2. パリ総会以前の体重別制に対する各国の動向

1951~1961年間の「柔道」(第22巻第1号~第32巻12号) 上の体重別制に関する記述を発行順に表にまとめた (表1)。

体重別制に関する記述は21項目の記事にみられ、賛否に関する記述は27箇所、賛成は17箇所、反対は10箇所みられた。体重別制への賛否について国別の傾向をみると、賛成意見が最も多かったのが日本で9箇所、次にイタリア5箇所、ドイツ4箇所、アメリカ2箇所、イギリス1箇所、東欧諸国1箇所であった。一方、反対意見が最も多かったのがイギリスとフランスで7箇所、次にベルギーと日本が2箇所であった。

(1) 体重別制採用に対する賛成意見の内容と動向

パリ総会までにみられた体重別制への賛成意見を抜粋し、表にまとめた (表2)。尚、本論にお

表1 「柔道」(1951～1961) 上の体重別制に関する記事

Table 1 Articles about weight category in journal "Judo" (1951-1961)

NO	年	巻(号)	タイトル	賛否	国名
1	1951	22(3)	私の左袖釣込腰	賛成	日本
2		22(6)	選手権大会見ず聞かずの記	反対	日本
3		22(8)	アメリカの柔道	賛成	アメリカ
4	1953	24(1)	年齢別選手権大会を見ての柔道座談会 11月23日夜日々や陶々亭にて	賛成	日本
5		24(2)	国際柔道連盟總會に使用して	賛成	イタリア ドイツ
6				反対	イギリス フランス
7		24(7)	ボネモリ博士を迎へて	賛成	イタリア ドイツ
8				反対	イギリス フランス
9		24(10)	ローマ便り	賛成	イタリア
10				反対	日本
11		24(11)	歐米の柔道を語る —「優勝着」を土産に各國を廻つて—	賛成	日本
12			第二回全國青年柔道大會を省みて	賛成	日本
13	1954	25(11)	欧州の柔道あれこれ 小泉七段大いに語る	賛成	イタリア ドイツ
14				反対	イギリス
15	1956	27(6)	大会を前に	賛成	日本
16	1959	30(1)	世界柔道選手権大会を終えて	反対	イギリス フランス ベルギー
17		30(3)	ボネモリ博士への書簡	反対	イギリス フランス
18		30(7)	欧州柔道選手権大会を見る	賛成	東欧諸国
19				反対	イギリス フランス ベルギー
20		30(8)	第七回 AAU 柔道選手権大会	賛成	アメリカ
21			注目すべき海外の話題	賛成	イタリア ドイツ フィリピン
22				反対	イギリス フランス
23	1961	32(2)	体重別試合について	賛成	日本
24		32(5)	柔道オリンピック特別委員会議事報告	賛成	日本
25		32(8)	ヨーロッパの旅より歸りて	賛成	日本
26				反対	フランス
27			使節団土産話	賛成	日本 イギリス

表2 パリ総会以前の体重別制賛成意見

Table 2 Opinions in support of weight category before Paris IJF Congress

記号	年	巻(号)	国名	人物 (所属)	原文
A	1951	22(3)	日本	大澤慶己 (講道館)	世界的な発展を促進させる意味に於いても三階級、十五貫以下、廿貫以下、廿貫以上のウエイト制を作ると共に審判ルール等にも一考を加へる必要があろうかと思ひます ¹⁰⁾
B		22(8)	アメリカ	ストン (全米体育協会柔道部門)	柔道は今度私の滞米中に AAU の正式種目となつて加盟することになり、チエアマンにヘンリー・ストン氏がなつた ¹¹⁾ AAU 加盟については講道館の規則そのまゝでは都合が悪く、將來オリンピックに参加する爲には四階級に體重を分け試合の運行法もレスリングとほゞ同じ様にしたい ¹²⁾
C		24(1)	日本	富田常雄 (作家) 伊原宇三郎 (洋書家)	富田 わたくしはウエイト制という問題も考えているのですが、年齢別も良いが、少し複雑過ぎますね、分け方が。精々三つ四つと思ひますね—中略— 伊原 わたくしなんかはやはりウエート制は無視出来ぬと思ひますね。修養とか護身から純スポーツに移つて來ているのですから ¹³⁾
D	1954	24(2)	イタリア ドイツ	—	十二月九日の大會には試みとして重量制の試合が行はれたことは特記すべきことであらう。重量制問題に就ては前回旅行の際獨伊米各國に於て一行に對し種々熱心な質問意見が開陳された ¹⁴⁾
E		24(7)	イタリア ドイツ	—	獨伊の如く未だそれ程進歩の域に達していない國に於ては、重量制の採用を熱心に説いて居る ¹⁵⁾
F		24(10)	イタリア	トルチ (イタリア柔道連盟会長)	トルチ博士の講道館に對する意見として、 一、重量制にする事 二、萬國共通の柔道語を決めてほしい事 三、審判に對する希望 ¹⁶⁾
G		24(11)	日本	永野重雄 (講道館理事)	柔道の眞髓にふれるまで行くものは稀れで、途中では多くのものが、力の弱いものが大きいものにねじ伏せられてしもう、身體の小さいからやめようというようなことにならぬとも限らない、それではほんとうの普及ができないから、途中の段階にあつてはウエイト別というようなことが織り込まれるべきかどうかということについて研究してみることが必要あるのではないか ¹⁷⁾
H		24(11)	日本	—	輕量の者に一人でも多くの愛好者を得ようとの意圖により試験的に實施したのである ¹⁸⁾
I		25(11)	イタリア ドイツ	—	あれはイタリーやドイツに多くあるんです。あそこはヘビー・ウエイト・アスレティックという名前の下にレスリングなんかと一緒にしており、それでウエイトのカテゴリーを決めているんです。政府がそれを決めて政府から補助金を出しているのだから、政府の規定通りにやらないと金を貰うことが出来ないんです ¹⁹⁾

J	1956	27(6)	日本	下村海南 (新聞記者)	今日はボクシング、レスリング共に盛んとなり大衆は重量別にすつかりなれて来た。一中略一従つて全世界の選手会となれば勢いその別を認めざるを得なくなるであろう。又、そうした時期到来の早からん事を望む者である ²⁰⁾
K	1959	30(7)	東欧諸国	—	体重別試合については一中略一東欧の諸国が大分参加しました ²¹⁾
L			アメリカ	—	第七回 AAU 柔道選手権大会一中略一試合は体重別四クラス毎に優勝者を決定、更に四人の優勝者によって最後の覇権が争われ ²²⁾
M		30(8)	イタリア ドイツ フィリピン	—	イタリアやドイツのような国では、同じ期間柔道の修行を続け、技術的にも同じような程度に達したものの同志の試合では、重量のものが軽量のものにまさることは自明の理である一中略一柔道もスポーツである以上、他のスポーツと同様、重量制を採用すべしというのであった。就中フィリピンの代表の如きは、比較的小軀軽量のアジア地区代表選手は、将来世界選手権大会のような試合に於て、巨人型の欧米選手に対し到底勝味がないので、今後の試合には是非重量制を採用してほしい ²³⁾
N	1961	32(2)	日本	浜野正平 (大阪府柔道連盟会長)	大阪で体重別試合を計画した当時はまだオリンピックに柔道が正式種目として参加決定の前であった ²⁴⁾
O		32(5)	日本	—	オリンピック大会に競技(スポーツ)として参加する場合、オリンピック大会については、 (1) 相当の幅広い体格差の認められる世界各国国民が広く参加できる競技方法を考慮する。 (2) すべての参加者に、広く優勝の希望を持たせる競技方法を考慮する。 見地から、試合の勝敗に影響を与える要素の一つとして考えられ体力(体重)の面において、極端に重い者と軽い者とが試合しないように体重のクラス別を設けるいわゆる体重制を採用する ²⁵⁾
P		32(8)	日本	嘉納履正 (講道館長)	フランス柔連會長ピマンテール氏たちと面接し、一中略一オリンピック競技は三階級程度の体重別試合をとるの方針で望んだ ²⁶⁾
Q			日本 イギリス	訪欧使節団	第五点は体重制についてで、とにかく納得し難いという立場をとっていたイギリスが最後には大体納得されて日本の考えに同調した ²⁷⁾

いて引用の際には表2中のA～Qの記号を用いることを予め断っておく。

体重別制を支持する意見の初出は、1951年大澤慶己の「私の左袖釣込腰」(A)であった。大澤は体重70kg未満ながら無差別において活躍した一流選手であったが、柔道の国際的な普及には体重差を考慮したルール改正が必要だという見解を示した。同年、全米体育協会柔道部門のストンより、柔道のオリンピック種目承認のために体重別制を希望する意向が示された(B)。このように、体重別制は普及に必要なという認識が各国に共通して見られたが、柔道の捉え方には相違点が認められた。

はじめに日本について見てみたい。1953年に富田常雄らは修養や護身から純粋なスポーツへと推移する大衆の関心に合わせる必要性を挙げている(C)。講道館理事の永野重雄は、柔道の真髄は小よく大を制する点にあるが、修行継続への配慮も必要だと述べている(G)。実際に国内で初めて体重別制を採用した全国青年大会(1952)は、軽量の者の愛好家を増やす事を大会の趣旨の1つとしていた(H)。1956年に新聞記者の下村海南は体重別制採用の時機が近いという見解を示している(J)。1961年には体重別制採用の方針が明確になり、大阪府柔道連盟は全日本体重別柔道選手権大会を開催している(N)。講道館と全日本柔道連盟(以下、全柔連)も柔道オリンピック特別委員会(O)を組織し、オリンピック参加には「(1)相当の幅広い体格差の認められる世界各国が広く参加できる競技方法を考慮する。(2)すべての参加者に、広く優勝の希望を持たせる競技方法を考慮する」²⁸⁾と述べる一方で、「柔道は、精力を最善に活用する道を学ぶものであるから、試合においても体重制をとらないことを本来として来た」²⁹⁾と述べ、体重別制が便宜的に必要ではあるが相手を限定しないことが本来の柔道だという見解を示した。同年には訪欧使節団(P、Q)を派遣して各国に体重別制導入を打診している。このように、日本は柔道について精力善用、精神修養、護身、そして「柔よく剛を制す」といった特性に言及しつつも、時勢に応じた普及の手段として体重別制採用を推進していったのである。

国外の意見を見ると、アメリカはオリンピック種目採用を目的に体重別制を支持している(B)。イタリアとドイツは1954年に積極的な活動が報告されている(D)。小泉軍治(1885～1965)は、両国の政府が柔道をレスリングと同じスポーツと捉えており、体重別制を採用した大会に対して補助金が与えられるという現地の事情を報告している(I)。イタリア柔道連盟会長のトルチは永野との会談において体重別制採用を求め(F)、永野は帰国後にこれを支持する発言を行っている(G)。1959年になると小柄なアジア選手では巨人型の欧米選手に勝てないとして、フィリピンからも体重別制を望む声が挙がった(M)。このように諸外国においては、柔道はスポーツであるという認識の下、体重差による競技上の不公平が是正されることで勝利の機会と普及の拡大が図れるという期待を抱いていた。

各国は体重別制の意義を普及に見出していた点で共通していたが、日本が精神修養、「小よく大を制す」、スポーツ等、様々な観点から総合的に判断していたのに対し、アメリカやドイツ、イタリアにおいてはスポーツとしての柔道に限定し、体重差が競技に及ぼす影響のみが問題視されていた。

(2)体重別制採用に対する反対意見の内容と動向

パリ総会までにみられた体重別制への反対意見を抜粋し、表にまとめた(表3)。尚、本文中の引用箇所については表3中のA～Jの記号を用いることを予め断っておく。

反対意見の初出は1951年下村によるもので、選手区分の細分化は人気低迷するとして採用に反対している(A)。1953年には体重別制を支持するイタリアやドイツと、反対派のイギリスとフランスの間に激しい対立が報告された(B)。フランス柔道連盟会長のボネモリは、体重別制はボクシングやレスリングと違って深遠な哲理を含む柔道の特性を損なうことになり、ボクシングやレスリングと同様になってしまうとして強く反発している(C)。永野も賛成派のトルチとの会合にて、ボネモリと同様の見解を示した(D)。1959年、ボネモリは小なる力で大なる力の者を制するという「柔の理」を根本にして柔道を考えるべきだと述べ、欧州選手権の体重別制部門をイギリス、フランス、ベルギーの3カ国がボイコットした(H)。その一方、反対から賛成に転じたケースも多い。1951年に時期尚早として反対した下村も、1956年には体重別制が一般化してきたこ

表3 パリ総会以前の体重別制反対意見

Table 3 Contrary opinions about weight category before Paris IJF Congress

記号	年	巻(号)	国名	人物 (所属)	原文
A	1951	22(6)	日本	下村海南 (新聞記者)	柔道がさらにさらに、大衆化して選手の人気が拳闘の場合の程度まで高まってくればその時は無論やつてもよいが、今日までの程度では細かく仕切ると徒らにわずらわしく人氣が立ちにくい ³⁰⁾
B	1953	24(2)	イギリス フランス	—	チューリツヒ總會に於て獨系の諸國から重量制の可否に付議題提出され、英佛系の反對獨伊系の賛成と全く意見が二分して結論出ず ³¹⁾
C		24(7)	イギリス フランス	ボネモリ (フランス柔道連盟会長)	柔道は、ボクシングやレスリングなど同一に論じられない深遠な哲理を含むスポーツであつて、重量制を採用するが如きことあらんか、他のスポーツと何等異なることなき平凡なものになつて、其の特色を發揮出来ない ³²⁾
D		24(10)	日本	永野重雄 (講道館理事)	輕量級の者が重量級の者を投げるといふ事が、レスリングやボクシングと違ふ ³³⁾
E	1954	25(11)	イギリス	—	柔道は單なるスポーツではないという点から云つて、今や柔道は本当に英國において認められつゝあるんです ³⁴⁾
F	1959	30(1)	イギリス フランス ベルギー	—	小さいものが大きなものを投げるといふ点に柔道の妙味がある—中略—既に欧州でも英仏白の如き国々の間では、どちらかといえば重量制に反對の傾向があり ³⁵⁾
G		30(3)	イギリス フランス	ボネモリ (フランス柔道連盟会長)	柔道の試合は、小なる力で大なる力の者を制するといふ柔道の原理を根本として考へるべきである ³⁶⁾
H		30(7)	イギリス フランス ベルギー	—	体重別試合についてはイギリス、フランスベルギーの三国は反對して参加しませんでした ³⁷⁾
I		30(8)	イギリス フランス	—	フランスやイギリスのような国では、輕量のものが優れた技で重量のものを倒す所に、限りない柔道の醍醐味があるので、それを重量制による試合なんかやることは柔道の本質を無視するもの—中略—柔道の特色はなくなってしまう ³⁸⁾
J	1961	32(8)	フランス	ピマンテール (フランス柔道連盟会長)	フランス柔連會長ピマンテール氏たちと面接し—中略—オリンピック競技は三階級程度の體重別試合をとるの方針で望んだが、必しも意見が同じでなく ³⁹⁾

とを理由に賛成に転じた。トルチとの会合で反対した永野も、帰国後に「わたくしの個人的な意見として嘉納館長にも一應申上げたのでございます」⁴⁰⁾として、非公式ながら履正に体重別制の採用を一言したと述べている。反対派の中核であったボネモリも「柔道が國際試合となる場合に於ける重量制の採否に就いては、柔道の世界的普及の見地から云つても或は論議の餘地ある問題かも知れぬが」⁴¹⁾と述べ、普及への配慮を示した。

反対意見の多くが柔道はボクシングやレスリング等のスポーツとは違うと主張していた。その理由の1つとして、明治初期から柔道にさきがけて柔術が欧米で普及していたことが挙げられる。永木は「嘉納治五郎が求めた『武術としての柔道』」の中で、イギリスにおける柔道普及の経緯に触れている。1918（大正7）年、前出の小泉は谷幸雄（1881～1950）と共にロンドン武道館を設立した。イギリス柔道の父と言われる彼らは、日本に在住していた頃は天神真楊流を修行した柔術家であった。1920（大正9）年に国際オリンピック委員会の委員であった嘉納がアントワープ大会出席の際にロンドン武道館に立ち寄ると、直ちに両者に柔道二段を贈り、その後も渡欧の際に度々訪問するようになった。こうしてロンドン武道館はイギリスのみならず欧州柔道の拠点となるのであるが、欧州には武術性の強い柔術に惹かれた人々も多く、こうした人々の間に柔道と柔術の名称の厳然たる区別は行われていなかった⁴²⁾。その様子は小谷澄之の著書『柔道一路—海外普及につくした五十年—』にも窺える。1933（昭和8）年、小谷はオリンピックの東京招致を目的にウィーンへ向かう嘉納に随行し、欧州各地を巡り柔道普及を行った。ドイツにおいては「ある日、警察の柔術を見学に行く。形のための柔術で、多くの警官が団体的に教育を受けていた。服装も昔のままの短い袖の、肘の出た上衣で、下はパンツ一つという稽古着は昔の日本の柔術そのままであった」⁴³⁾とあり、柔術が浸透していたことが分かる。イギリスにおいては「ある日、ロンドンの公会堂のような所で、柔道の講演会が開催された。嘉納先生の講演のあと、私が試合をしてみせた。それは、イギリス人の有段者十名ばかりを並べて掛勝負をしたことがあった。その十人を、一人一人違った技で投げたり押さえたりした—中略—その日の新聞には<日本人の軽量選手が十分もかからないうちに、大兵肥満の選手十数名をいとも簡単に投げ飛ばした>と写真入りで報道していた。一般観衆は、小さい者が大きな者をいとも簡単に投げるなんて、とても不思議で、理解が困難のようであった」⁴⁴⁾と記されており、イギリスの人々が小よく大を制する柔道に驚嘆した様子が窺える。

柔道の源流の1つであり、また小泉と谷も学んだ天神真楊流の伝書には「剛強の人に対しても、あやぶみおそる事なし。又柔弱の人に向かうというとも、かるしめあなどるべからず。常に修煉する所の術を以て、敵の力にさからわず、波の上の浮木の身を以て制する時は、いかほど剛強といふとも勝利を得る也」⁴⁵⁾と記され、相手の力に逆らわずその力を利用すれば勝てる、と説かれている。この教えがやがて柔道にも柔よく剛を制す「柔の理」として生かされるのである。また当時の柔道界では、重量級の選手といえども100kgを超える人は少なく⁴⁶⁾、身体の大小は技術で補えるという考えもあったと言えるのである。こうした経緯から、欧州の人々は体重別制が柔道の醍醐味を損なうという危惧を抱くようになったと言える。

3. パリ総会における体重別制に関する議論

1961年12月1、3日の2日間開催されたパリ総会の議論を「IJF議事録」⁴⁷⁾から確認する。体重別制は東京五輪（1961）柔道競技に関する審議事項の1つであり、欧州柔道連盟と全柔連の間で準備された草案に基づいて進められた。全柔連の早川勝が読み上げた草案は以下の通りである。

1. Date : October 1964. The program is scheduled for a five day period.
2. Stadiums : New national stadium, Tokyo, Japan
3. Weight category system : Two systems :
 - without weight category

- or three categories as follows :

light : less than 68 kilos ;

middle : from 68 up to less than 87 kilos ;

heavy : from 87 kilos (or 80, no decision has been taken as yet).

The weight of each competitors must be examined the day before the competition.

4. Registration : For each division, that is with or without weight category, a maximum of two competitors for each country.

5. Fighting means : In both fields, there will be a contest between three competitors. The winner will be the first of the three competitors and will be chosen for the final competition⁴⁸⁾

(1.日時：1964年10月。大会は5日間予定されている。

2.会場：新しい国立競技場、東京、日本。

3.体重別制：2つの制度

—無差別

—軽量級：68kg以下

—中量級：68kg以上、87kg以下

—重量級：87kg以上〔又は80kg、未だ何の決定もされていない〕

各階級の競技者は大会前日に計量を行うべきである。

4.規則：各階級において、体重別制如何に拘わらず、各国から出場できる選手は最大2名。

5.試合方法：同階級において3名の選手の間で試合が行われる予定。勝者は3名中1位の選手であり、決勝戦へ選出される予定)

無差別に体重別制3階級（軽量級：68kg未満、中量級：68kg以上80又は87kg未満、重量級：80又は87kg以上）を併用する案で、ほぼ「柔道オリンピック特別委員会議事報告」⁴⁹⁾通りであった。審議と投票（10回）を経て「無差別・体重別制の併用」、「体重別制3階級」、「体重区分下限68kg」、「体重区分上限80kg」、「1カ国エントリー数最大4名」、「1カ国1階級エントリー数最大2名」の6項目が承認された（表4）。

1と2を見れば分かるように反対は0票であり、圧倒的大差で体重別制は採決された。日本は体重別制採用に向けて事前に様々な活動を行っており、パリ総会も履正が日本案と酷似した草案に基づく審議を促す等、賛成派有利の流れが展開されていた。総会以前の各国の動向と照らしても、日本主導の下で体重別制採用が実現されたことは明らかである。しかしながら、審議の中で各国代表より様々な意見が寄せられていたため、ここでは特に「無差別・体重別制の併用」、「体重別制3階級」、「体重区分下限68kg」、「体重区分上限80kg」に関する議論に着目し、各国の見解をみていきたい。

(1) 無差別・体重別制併用案について

早川は「無差別級・体重別制の併用」について「The all category is, I think, the fundamental theory of Judo, and the weight category is to facilitate things, taking into account the ideas of the Olympic Games: the Olympics are a sports festival in which many sportsmen from each country participate⁵⁰⁾ (私は無差別級は柔道の原理であり、体重別制は各国の多くのスポーツマ

表4 パリ総会における審議事項と投票結果

Table 4 Results of discussion and vote in Paris IJF Congress

順番	審議事項	結果	賛成	反対	棄権
1	無差別・体重別制併用	○	32	0	3
2	体重別制 3 階級	○	25	0	5
3	同上 4 階級	×	11	21	3
4	体重区分下限 68kg	○	34	0	0
5	体重区分上限 80kg	○	29	6	0
6	1 カ国エントリー数最大 8 名	×	4	—	—
7	同上 6 名	×	0	—	—
8	同上 4 名	○	27	—	—
9	1 カ国 1 階級エントリー数最大 1 名	×	9	20	0
10	同上 2 名	○	26	5	0

○・・・可決、×・・・否決、—・・・記載無し

ンによるスポーツの祭典であるというオリンピック大会の目的を考慮した便宜上のものと考える)」と述べ、柔道は柔よく剛を制するものとして無差別が原則だが、便宜的にオリンピックでは体重別制を採用すると説いた。その後、早川は体重区分数やエントリー数の根拠を説き、これらが柔道の特性の保持と各国選手を最大限許容するための配慮だと付け加えた。これに対し、イギリス代表Palmersから本総会唯一の反対意見が述べられた。

Mr. President, I will not speak at length. I would like the Minutes to indicate that Great Britain has always been against the idea of weight categories in Judo European Union championships, because we think that they are against the principles and ideas of Dr. Kano. Yesterday we saw that many small competitors had won against stronger men. I don't know what the Congress' decision will be or what action will be taken, but we would like the Minutes to mention in any case that we do not agree with the principle of weight categories⁵¹⁾

(会長、私は長々と話すつもりはない。私は議事録にイギリスが欧州選手権の体重別制に常に反対してきたことを記してもらいたい、なぜならば我々は嘉納師範の原理と思想に反すると考えるからだ。過去、我々は多くの小柄な選手達が筋骨たくましい人達に勝利したのを目の当たりにしてきた。私は総会の決定がどうなるのか、また如何なる措置がとられるかわからないが、議事録に如何なる場合にも我々が体重別制の主義に賛同しなかったと訴えたい)

Palmersは「柔の理」を嘉納治五郎の柔道原理や思想に則った柔道の本質であると捉え、体重別制がこれを損なうものとして最後まで反対した。一方、フランスもイギリスと共に長年反対してきたが、イギリスを擁護する意見は述べられなかった。その理由について吉田郁子の著書『世界にかけた七色の帯ーフランス柔道の父 川石酒造之助伝』をみると「ヨーロッパ柔道選手権大

会は一九五七年からついに三階級制の体重制を公式に採用することになったが、フランス柔道連盟は二年後になってもまだ二二〇対四〇の圧倒的多数で体重制反対を決議した。ところがこの決議が行われた総会の直後に、連盟の運営に不満を持つグループが離反して全国スポーツ柔道連盟を結成し体重制導入を受け入れる動きがでてきた。このグループは体育教師が中心になっている。政府の補助が新しい組織の方に向かう恐れもでてきて、フランス柔道界は再び分裂の危機に立たされた。事態を收拾するためにやむを得ず、一九五九年に連盟は体重制を受け入れることになった⁵²⁾とあり、フランスが連盟分裂の危機を重く見て総会前に賛成派に転じていたことが分かる。

本総会において反対意見が少なかったもう1つの理由には、体重別制採用が東京五輪に必要な条件だという認識が各国にあったと推測される。カナダ代表のHatashitaがオリンピックと体重別制の関係について質問を行うと、履正は以下のような回答を行った。

I do not want us to waste time, nor errors to be made, but I understood that the Olympic Committee would accept Judo as an Olympic event under the condition that there would be weight categories. Is this not the case?⁵³⁾

(私は時間の浪費や手違いもしたくないが、私はオリンピック委員会が体重別制を条件に柔道をオリンピック種目に承認したと理解していた。これは事実なのか)

Let me tell the Canadian delegate that these had not been any condition⁵⁴⁾

(これら「柔道がオリンピック競技種目に承認されるための条件」については何の条件も無かった)

体重別制採用は国際オリンピック委員会が柔道に求めた改革ではなかったことが記されており、翻って考えれば日本を中心とする賛成派が独自にその必要性を認め、本総会において採決させたものと言えよう。

(2) 体重別制階級数及び体重区分について

早川は体重別制3階級の理由を「We decided on three weight categories because, taking into account the characteristics of Judo, a very heavy and a very light judomen should not meet. There must be an intermediate category because, as we saw yesterday, it is possible that a rather light champion compete with a rather heavy champion⁵⁵⁾ (柔道の特性に注意すると、非常に重い柔道家と非常に軽い柔道家が戦うべきではないため、私たちは3つの体重区分を決定した。我々が先日述べたように、やや軽量のチャンピオンとやや重量のチャンピオンが戦うことは可能であるため、中間の階級がなければならない)」と述べ、階級内の体重差緩和に中間の階級が必要だと説いた。ブラジル柔道連盟会長Corderioは体重別制4階級を提案したが、階級数について明確な理由は示されていなかった。ブラジルの提案後、階級数に関する議論は打ち切られて投票が行われ、賛成25票、棄権5票で体重別制は3階級を採用することが決定した。

体重区分について早川は「As far as the different weights are concerned, that is 68 and 87 kilos, there is in general no theoretical reason for differentiating the weight categories, but since usually the light weight category is limited to 65 or 68 kilos, and has been to 68 kilos for very long in Europe, we have chosen this figure of 68 kilos as the limit for the light weight category. For the heavy weight category, 80 kilos were usually the minimum limit in Europe, but our Board thinks that since the light weight has been limited to 68 kilos instead of 60 kilos, it would

be better to raise the heavy weight limit to 87 kilos. But for this matter of heavy weight minimum limit, no conclusion has been reached as yet⁵⁶⁾ (体重別に関する限り、68kgと87kgが重要であり、体重別階級を分化する理論的根拠はない、しかし通常軽量級は65kgから68kgの間に限定されており、68kgは欧州において長い間行われているため、我々は68kgを軽量級の上限として採用した。重量級において80kgは、通常欧州において最小であるが、我々委員会は軽量級を60kgに代わり68kgと定めたことから、重量級の下限を87kgに上げた方がよい。しかしながら重量級の最小値の問題は、未だ結論に至っていない)」と述べ、軽量級を68kg未満とし、重量級を87kg以上にすべきだと主張した。これに対し、西ドイツのDepkeは「For about ten years, the European Judo Union has had these different categories⁵⁷⁾ (およそ10年間、欧州柔道連盟ではこれらとは異なる階級を採用してきた)」として重量級を80kg以上にすべきだと主張し、Collard (国籍不明) もこれを支持した。

投票の結果、体重区分は下限68kg案(賛成34票、反対・棄権共に0票)に、上限80kg案(賛成29票、反対6票、棄権2票)が採用された。階級数及び体重区分は同階級内の体重差緩和が争点となったが、いずれも他のスポーツや諸外国の慣例以外に参考となるものが無く、明確な根拠を示せない項目は必ずしも草案通りの決定を見なかった。

4. おわりに

パリ総会以前、体重別制については賛成派(イタリア、ドイツ、アメリカ)と反対派(イギリス、フランス、ベルギー)の間で激しい対立が報告されていた。日本においては当初反対意見がみられたものの、1953年以降は徐々に賛成に傾き、1961年には東京五輪に向けて体重別制採用の立場を明確に打ち出した。その後、パリ総会に向けて草案作成や欧州諸国への説得を行った。賛成派は非公式に体重別制を採用した大会を行っており、その目的は普及という点で共通していたが、日本は柔道を体育や精神修養、「柔の理」等の観点から総合的に判断していたのに対し、イタリアやドイツはスポーツという視点から賛成を表明した。反対派は欧州選手権の体重別制試合をボイコットするなど、柔道の柔よく剛を制す「柔の理」の保持という観点から体重別制採用を拒んでいた。

パリ総会では圧倒的多数で無差別と体重別制3階級併用案が採用されたが、日本案の上限87kg案は否決された。またカナダ代表のHatashitaと履正との質疑応答から、体重別制採用が外部からの強制では無く、あくまで日本を中心としたIJF内の要請であったことが明らかになった。従来、柔道の国際化はIJFにおいて欧州主導の下、多数決によって断行されてきたという見方がなされてきたが、発足初期については不明な点が多かった。この点について本論はアプローチし、日本が東京大会における体重別制採用に向けて様々な準備を行い、パリ総会において少数派を抑えて改革を果たしたことが明らかになった。

東京五輪の翌年(1965)に行われた会長選挙に履正が敗れ、代わってイギリスのチャールズ・パーマー(Charles Palmer)が会長に就任した。その後の日本と欧州の関係は前出の村田が指摘した通り、徐々に両者の溝が広がっていったと考えられる。競技ルール変更の理由は他のスポーツや国の風習、国際オリンピック委員会の見解等、いくらでも求めることが出来、今後も政治力を背景に改革は進むだろう。但し、体重別制採用の反対理由に挙げられた「柔の理」は、嘉納が柔術から継承し、柔道においても重んじられてきた武術的特性であることを見逃してはならない。現在でも日本で最高峰とされる全日本柔道選手権は体重無差別で挙行されており、見失ってはな

らない試合と言えるだろう。1961年以降の体重別制の拡大については、今後の課題としたい。

引用文献

- 1)戦前の主要な大会としては、警察官を対象とした「全国警察官武道大会」、選手を練習環境から専門と一般、さらに年齢から壮年前期、壮年後期、成年前期、成年後期と細かく分類して行われた「全日本柔道選士権大会」、開催年毎に年齢や段位、学校の種類別の部門を設ける等の工夫がなされていた「明治神宮国民体育大会柔道大会」が有名であった〔老松信一(1976):柔道百年,時事通信社,183-323頁参照〕。
- 2)1972年IJF総会におけるイタリアから「女子の柔道競技実施」についての提案を受け、5大陸連盟(アジア, アフリカ, オセアニア, パンアメリカ, ヨーロッパ)それぞれで検討され、大陸毎に女子柔道選手権大会が催されるようになった結果、1980年7月のIJF総会で正式に世界女子柔道選手権大会を体重別7階級で実施することが決定された〔春日井淳夫(2006):女子柔道の競技史,(編)中村良三:女子柔道論,創文企画,7-25頁参照〕。
- 3)村田直樹(2003):柔道の歴史(現代・国際化),(編)入江康平:武道文化の探求,不昧堂出版,127頁。
- 4)中村勇(2008):国際柔道連盟(IJF)における青色柔道衣採用に関する研究—1997年IJF総会までの経緯と総会資料の検証—,鹿屋体育大学学術研究紀要37,1-15頁。
- 5)前掲書1),385-390頁。
- 6)田代重徳(1956):国際柔道連盟総会について,柔道27(6),104-107頁。
- 7)尾形敬史,小俣幸嗣,鮫島元成,菅波盛雄(1998):競技柔道の国際化—カラー柔道衣までの40年—,不昧堂出版,153頁。
- 8)永木耕介・入江康平(2002):戦後柔道の体重制問題にみる競技観の様相,武道学研究35(1),1-13頁。
- 9)1898年に造士会が発行した「国土」(1898~1902)を始まりとする月刊誌。「国土」以降も「柔道」(1915~1919),「有効の活動」(1919~1922),「大勢」(1922),「柔道界」(1922)等様々な雑誌が発行されてきた。1930年4月には「柔道」が発行され今日に至っている〔(編)柔道大事典編集委員会(1999):柔道大事典,アテネ書房,146頁〕。
- 10)大澤慶己(1951):私の左袖釣込腰,柔道22(3),31頁。
- 11)八田一朗(1951):アメリカの柔道,柔道22(8),22頁。
- 12)同上,23頁。
- 13)著者不明(1953):年齢別選手権大会を見ての柔道座談会 11月23日夜日々や陶々亭にて,柔道,24(1),31頁。
- 14)田代重徳(1953):国際柔道連盟總會に使用して,柔道24(2),6頁。
- 15)田代重徳(1953):ボネモリ博士を迎えて,柔道24(7),24頁。
- 16)大谷研(1953):ローマ便り,柔道24(10),40頁。
- 17)永野重雄(1953):歐米の柔道を語る—「優勝着」を土産に各國を廻つて—,柔道24(11),30頁。
- 18)小川長治郎(1953):第二回全國青年柔道大會を省みて,柔道24(11),53-54頁。
- 19)小泉軍治(1954):歐州の柔道あれこれ 小泉七段大いに語る,柔道25(11),23頁。
- 20)下村海南(1956):大会を前に,柔道27(6),9頁。
- 21)安部一郎・松下三郎(1959):欧州柔道選手権大会を見る,柔道30(7),24頁。
- 22)著者不詳(1959):第七回AAU柔道選手権大会,柔道30(7),27頁。

- 23)田代重徳(1959):注目すべき海外の話題,柔道30(8),28-29頁.
- 24)浜野正平(1961):体重別試合について,柔道32(2),46頁.
- 25)著者不明(1961):柔道オリンピック特別委員会議事報告,柔道32(5),53-54頁.
- 26)嘉納履正(1961):ヨーロッパの旅より歸りて,柔道32(8),1-2頁.
- 27)著者不明(1961):使節団土産話,柔道32(8),5頁.
- 28)前掲書25),53頁.
- 29)同上,53頁.
- 30)下村海南(1951):選手権大會見ず聞かずの記,柔道22(6),15頁.
- 31)前掲書14),6頁.
- 32)前掲書15),24頁.
- 33)前掲書16),42頁.
- 34)前掲書19),24頁.
- 35)田代重徳(1959):世界柔道選手権大会を終えて,柔道30(1),91-92頁.
- 36)嘉納履正(1959):ボネモリ博士への書簡,柔道30(3),1頁.
- 37)前掲書21),24頁.
- 38)前掲書23),28頁.
- 39)前掲書26),1-2頁.
- 40)前掲書17),30頁.
- 41)前掲書15),24頁.
- 42)永木耕介(2009):嘉納治五郎が求めた「武術としての柔道」—柔術との連続性と海外普及—,スポーツ人類学研究10・11合併号,7-9頁.
- 43)小谷澄之(1984):柔道一路—柔道普及につくした五十年—,ベースボール・マガジン社,36頁.
- 44)同上,41頁.
- 45)寺崎某(1852):天神真楊流柔術大意録,(編)今村嘉雄(1982),日本武道大系6,同朋舎,457頁.
- 46)松本芳三(1975):柔道のコーチング,大修館書店,354頁.
- 47)International Judo Federation(1961): Ordinary Congress of the International Judo Federation Draft Minutes.
- 48)Ibid.
- 49)前掲書25),53-54頁.
- 50)前掲書47).
- 51)Ibid.
- 52)吉田郁子(2004):世界にかけた七色の帯—フランス柔道の父 川石酒造之助伝,駿河台出版社,171-172頁.
- 53)前掲書47).
- 54)Ibid.
- 55)Ibid.
- 56)Ibid.
- 57)Ibid.